

農業委員会名簿

出席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	渥 美 誠	
出席	副 会 長 (職務代理者)	田 中 光 義	
出席	副 会 長	辻 義 則	
出席	副 会 長	伊 藤 豊	
出席	委 員	鷺 野 則 美	
出席	委 員	服 部 貢	
出席	委 員	浅 井 佐智子	
出席	委 員	三 輪 時 広	
出席	委 員	大 橋 一 之	
出席	委 員	加 藤 博 由	
出席	委 員	伊 藤 里 海	
出席	委 員	山 田 真 弘	
出席	委 員	日 榮 隆 広	
出席	委 員	加 藤 さゆみ	
出席	委 員	沖 龍 彦	

事務局出席者

氏 名	氏 名
産業振興課長（事務局長）	清 水 直 樹
課長補佐（事務担当）	伊 藤 光
主 査（事務担当）	藤 田 佳 久
主 事（事務担当）	平 松 美 有
主 事（事務担当）	植 松 佑 太

進行要領

発言者	内 容
事務局長	1. 開催日時 令和5年7月18日(火) 午後4時00分から午後4時〇〇分
	2. 開催場所 愛西市役所 南館2階 会議室2-5
	3. 出席委員 (人) 別紙のとおり
	4. 欠席委員 (人) 別紙のとおり
	5. 議事日程
	日程第 1 議事録署名委員の指名
	日程第 2 議案第 9 号 農地法第3条の規定による許可申請
	日程第 3 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請
	日程第 4 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請
	日程第 5 議案第12号 事業計画変更承認申請
日程第 6 議案第13号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願	
日程第 7 決定第 4 号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について	
日程第 8 決定第 5 号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について	
日程第 9 専 決 報 告 1. 農地法第3条の3の規定による届出 2. 農地法第4条第1項第8号の規定による届出	
日程第 10 報 告 1. 農地法第18条第6項の規定による通知	
6. 農業委員会事務局職員 (5人) 別紙のとおり	
7. 本委員会の書記は、課長補佐 伊藤 光 主査 藤田 佳久 主事 平松 美有 植松 佑太 である。	
8. 会議の概要	
開会 (午後4時00分)	
定刻となりましたので、只今より、令和5年7月定例農業委員会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により渥美会長さんをお願いします。	

事務局長	会長さん宜しくお願いします。																														
会長	《会長あいさつ》																														
会長	<p>それでは、本日の出席者数は（15名中15名）で、定足数に達しておりますので、只今より7月定例農業委員会を開会します。</p> <p>審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声》 それでは、 議席番号 1 番 鷺野 則美（ワシノ ノリミ）委員 議席番号 3 番 服 部 貢（ハットリ ミツグ）委員</p> <p>を指名しますので宜しくお願いします。</p> <p>それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。</p> <table border="0" data-bbox="379 1122 1520 1648"> <tr> <td>議案第 9 号</td> <td>農地法第 3 条の規定による許可申請</td> <td>8 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 10 号</td> <td>農地法第 4 条の規定による許可申請</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 11 号</td> <td>農地法第 5 条の規定による許可申請</td> <td>7 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 12 号</td> <td>事業計画変更承認申請</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>議案第 13 号</td> <td>相続税の納税猶予に関する適格者証明願</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>決定第 4 号</td> <td>旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td>決定第 5 号</td> <td>農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>専 決 報 告</td> <td>1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出</td> <td>13 件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出</td> <td>1 件</td> </tr> <tr> <td>報 告</td> <td>1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知</td> <td>7 件</td> </tr> </table>	議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請	8 件	議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請	1 件	議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請	7 件	議案第 12 号	事業計画変更承認申請	1 件	議案第 13 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1 件	決定第 4 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について	13 件	決定第 5 号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について	1 件	専 決 報 告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出	13 件		2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出	1 件	報 告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知	7 件
議案第 9 号	農地法第 3 条の規定による許可申請	8 件																													
議案第 10 号	農地法第 4 条の規定による許可申請	1 件																													
議案第 11 号	農地法第 5 条の規定による許可申請	7 件																													
議案第 12 号	事業計画変更承認申請	1 件																													
議案第 13 号	相続税の納税猶予に関する適格者証明願	1 件																													
決定第 4 号	旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による当委員会の決定について	13 件																													
決定第 5 号	農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について	1 件																													
専 決 報 告	1. 農地法第 3 条の 3 の規定による届出	13 件																													
	2. 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出	1 件																													
報 告	1. 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知	7 件																													
会長	それでは、議案第 9 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 8 件について審議をお願いします。それでは、事務局より説明をお願いします。																														
事務局	<p>《事務局説明》（1 番から 8 番の譲受人住所氏名・譲渡人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明）</p> <p>以上、8 件につきましては、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許</p>																														

	可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第9号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請8件について賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、許可することに決定いたします。
事務局	続きまして、議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請1件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします 《事務局説明》(1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は申請地に隣接した土地で妻と娘の3人で生活しております。昭和41年に住宅を建築し、築50年以上経過し、劣化も進み間取りも古いため、将来の建て替えの準備と娘との生活スタイルの相違を改善し、安心した生活ができるよう、申請地と現在の自宅敷地にまたがり離れを建築する計画となりました。以上、農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われます。以上で説明を終わります。
会長	只今、事務局より議案第10号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。
会長	(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請1件について 賛成の方は挙手をお願いします。
会長	(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。
会長	続きまして、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請7件について審議をお願いします。なお、議案番号3番については、総会規則第17条の「議事参与の制限」に該当します。まず、議案番号3番の審議をおこないます。関係委員は退席をお願いします。

	<p>《関係委員 退席》</p>
会長	<p>それでは、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（3番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）令和8年12月までの一時転用の申請です。申請者は、東名阪自動車道（特定更新等）津島高架橋他3橋（下り線）床版取替工事を請け負う共同企業体（JV）の代表です。工事を安全に行うために施工ヤードが必要であり、申請地は資材を置いても十分な作業、巡回スペースがあるため施工ヤードとして最適です。今般の申請にて申請地を借り受け、施工ヤードを設置する計画です。なお、一時転用期間満了前に農地として利用できる状態に復元します。</p> <p>以上、1件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案番号 3番 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>（発言なし） 宜しいでしょうか。</p>
会長	<p>それでは、議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請3番について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
会長	<p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>それでは関係委員に入ってもらって下さい。</p>
会長	<p>《関係委員 着席》</p> <p>それでは、議案番号1番、2番、4番から7番について、審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》（1番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明）申請者は弥富市のアパートにて家族3人で生活しております。今回、今後の子供の成長や、新たな家族が増えることも見据え、現在のアパートでは手狭と考え住宅の建設を計画しました。</p> <p>ただし、住宅を建設するための土地をしていないため、両親に相談したところ、申請地を提案されました。申請地であれば、両親の家からも近く、共働きの</p>

ため子供の面倒がみられない場合に助けてもらったり、今後両親の面倒を見る時が来た場合にも最適な場所と考えました。また、申請地であれば他の農地への影響も少ないことから、最適地として選定しました。今般の申請にて申請地を借り受け、分家住宅を設置する計画です。

(2番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、個人事業主としてガラス工事業を営んでおります。申請地の隣接地を自宅兼仕事場として利用しております。自宅敷地には協力業者が車で集まり、相乗りして現場に向かうための集合場所として利用しておりますが、家族の車もあり、スペースが十分ではありません。また、足場資材についても置き場所がなく、別の場所で預かってもらうなど非効率な状況で困っておりました。そこで申請地の所有者に事情を話したところ土地を譲ってもよいとの了解が得られました。今般の申請にて申請地を譲り受け、資材置場兼駐車場を設置する計画です。

(4番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 営農型太陽光の申請です。申請者は現在、申請地にて令和2年に農地法5条で令和5年8月31日までの3年間の一時転用許可を取得し、営農型太陽光発電設備を設置しております。申請地で行う農業に影響が少ないよう最低限必要な支柱を設置しております。今般の申請は、許可日から3年間という期限を迎えるにあたり、更新を行うものです。

(5番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は住所地にて両親と祖母、弟、申請者夫婦と子の7人で生活しております。この先子どもが増えることを考えると、今の住宅では手狭であり、プライバシーを守ることもままならぬ状態となってしまいます。そこで新たに住宅を構えたいという決断に至りました。申請者夫婦は所有している土地はありません。そこで両親に相談したところ、祖母の所有している土地を使ったらどうかと提案を受け、祖母も快諾してくれました。申請地は現在居住している本宅に隣接しており、何かあった時もすぐに駆け付けることができ、安心して生活ができます。今般の申請にて、申請地を借り受け、分家住宅を建築する計画です。

(6番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読及び説明) 申請者は、平成22年に瀬戸市で設立された法人で、とび・土木工事業、解体工事業、建築工事業を営んでおります。稲沢市と岐南町に拠点となる資材置場があります。取引先の関係で愛知県西部地域が最も事業活動が多いエリアとなっております。業績は好調で稲沢市内の資材置場が手狭の状態となっており、トラックやダンプカーであふれかえってしまっている状態です。今のところ瀬戸市の本社や岐南町の資材置場でなんとかしのいでおりますが、県西部の現場からは遠く非常に不便な状態です。また、主に住宅用のサッシなどの輸入建築資材についてはある程度の物量を確保しておく必要があるため、新たな置場の確保が急務となっております。以上の理由により、いろいろと適地を探したところ、ようやく申請地が見つかりました。今般の申請にて申請地を買い受け、資材置場を設置する計画です。

(7番の申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を

	<p>朗読及び説明) 申請者は住所地のアパートにて夫婦と子 2 人の家族 4 人で生活しております。現在の住まいは子供の成長に伴い、ものが増えたこともあり、手狭になってきました。そこで夫婦で話し合いマイホームの建築を決断しました。申請者夫婦には自己所有地はなく、いろいろと土地を探しましたが、なかなか適当な土地が見つかりませんでした。そんな折、父と叔父の共有地の土地利用を認めてくれました。申請地であれば、子育てを含め助力を得ることが可能で、安心して子育てもでき申し分ありません。今般の申請にて申請地の持ち分 2 分の 1 を借り受け、また、2 分の 1 を譲り受け、分家住宅を建築する計画です。</p> <p>以上、6 件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると思われまます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 1 1 号 1 番、2 番、4 番から 7 番について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>申請番号 4 番について詳しく説明をお願いします。</p>
事務局	<p>申請番号 4 番については面積全体ではなく、営農型太陽光の支柱部分の一時転用になっており、3 年ごとの更新で今般の申請に至っております。</p>
会長	<p>他に宜しいでしょうか。</p>
伊藤委員	<p>申請番号 6 番について、申請地の北側の道路は通学路になっており安全面などが気になる。地元への説明などは済んでいますでしょうか。</p>
事務局	<p>都市計画課に確認したところ周知条例等の手続は完了済みと聞いております。</p>
会長	<p>他に宜しいでしょうか。 それでは議案第 1 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 1 番、2 番、4 番から 7 番について 賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第 1 2 号 事業計画変更承認申請 1 件についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1 番の当初譲渡人(貸人)・譲受人(借人)の住所氏名・申請地の所在・地目・面積、目的、事由、備考を朗読及び詳細説明) 事業計画変更承認申請とは、過去に農地法第 4 条又は第 5 条で愛知県知事から農地転用許可を受けたが、何らかの理由で許可目的の達成が困難となったため、転用許可書に記載</p>

	<p>された転用計画を変更する場合に申請するものです。</p> <p>申請者は昭和 51 年に保育園を開設し現在に至るまで運営をしております。平成 30 年に敷地を拡張して園舎を建築しようとして農地転用の許可を得ましたが、園舎整備の原資として予定していた交付金が、建築工事前に対象外であることが判明しました。そこで建築費用の予算面から園舎が建築できなくなってしまいました。ただ、近隣の保育園の閉園があり、園児を受け入れたため園児が急増しました。そのため、園児が遊ぶ園庭が不足し、農地転用許可を受けて拡張した敷地を園庭として使用を継続したいと考えました。事業計画変更承認申請について、審査基準は、すべて満たしていると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 12 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 12 号 事業計画変更承認申請 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p>
会長	<p>続きまして、議案第 13 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について審議をお願いします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》(1 番の適格証明者住所・氏名、証明願の内容、申請地・地目・面積を朗読及び説明)以上、1 件につきましては、事務局にて申請地の営農状況を確認したところ、適正であり、願出者につきましても、納税猶予を受けるための要件を備えていると思われるため、証明できるものと思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より議案第 13 号 について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第 13 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>

会長	有り難うございました。全員賛成と言う事で、証明することに決定させていただきます。
会長	続きます、決定第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。
事務局	<p>《事務局説明》（1番から13番の譲受人住所氏名、譲渡人住所氏名、申請地、面積、公告期間、作物名、権利の設定、新再設定を朗読及び説明）旧経営基盤法第18条の規定による農地利用集積につきましては、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>議案番号1番から13番、全体筆数は57筆、面積は56,104㎡です。</p> <p>1番から13番までは愛知県農業振興基金が一次借受人となっています。耕作人として、12名の方々が借り受けております。内容につきましては、作物は 水稻、レンコン、蔬菜です。</p> <p>愛知県知事同意は令和5年7月7日、愛知県農業振興基金同意は令和5年7月7日、公告年月日は令和5年7月31日、契約開始年月日は令和5年8月1日 となっております。権利の内容は、賃貸借権、使用貸借権でございます。</p> <p>以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>なお、この事案につきましては旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項の各要件をすべて、満たしていると思われます。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第4号 について 簡略した内容ではございますが、説明させていただきました、何かご質問はございますか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第4号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会長	<p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。</p> <p>全員賛成ですので、市へ答申する事に決定させていただきます。</p>
事務局	<p>続きます、決定第5号 農地移動適正化あっせん事業の申出及びあっせん委員の指名について、事務局より説明をお願いします。</p> <p>《事務局説明》（1番の申出年月日、申出者住所氏名、申出地の所在、地目、面積、あっせん区分、農地区分、申出理由を朗読及び説明）農地の集団化その他農地保有の合理化を図るため、農業委員会法第6条第2項及び農業振興地域の整備に関する法律第18条に基づき、農業委員会が農地の出し手及び受け手のあっせん申し出を受け、各農業委員会で定める「農地移動適正化あっせん基準」の要件を満たした受け手等へあっせんを行う事業です。農業委員会はあっせん候補者名</p>

	<p>簿に掲載された担い手に見込みがあるかを確認し、見込みがある場合にあっせん会を開催します。あっせん委員の農業委員さんにはあっせん会に立ち会っていただきます。その会で個人間の交渉がまとまれば、あっせん成立となります。</p> <p>なお、今回は農業委員の皆さんの任期が7月19日までとなっているため、佐織地区の新しい農業委員さんより2名指名させていただきたいと考えております。以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>只今、事務局より決定第5号 農地移動適正化あっせん事業の申出 1件に関する説明及びあっせん委員の指名について報告がありました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
浅井委員	<p>これからの簡単な流れを教えてください。</p>
事務局	<p>認定農業者の名簿から作物等の基準に基づき優先順位をつけていき、その方々に順番に見込みを聞いていきます。見込みがある場合は農業委員の方立ち会いのもとあっせん会を開催します。交渉成立後はサインをしていただきます。</p>
会長	<p>その他宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、あっせん委員につきましては、新農業委員より指名することといたしますのでよろしくお願いします。</p> <p>続きまして、専決報告 2件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》</p> <p>(専決報告 農地法第3条の3の規定による届出 1番から13番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明) 以上、13件の届出を受理いたしました。</p> <p>(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による届出 1番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明) 以上、1件の届出を受理いたしました。</p>
会長	<p>只今、専決報告 2件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは質問もないようですので、専決報告については終了させていただきます。</p>

会長	<p>続きまして、報告 1 件 について事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>《事務局説明》 (報告 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知 1 番から 7 番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積、当初の目的、事由、備考を朗読説明) 以上、7 件の合意解約を受付いたしました。</p>
会長	<p>只今、報告 1 件 についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
会長	<p>(発言なし) 宜しいでしょうか。 それでは、質問もないようですので、報告については終了させていただきます。</p> <p><u>これを持ちまして、7 月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</u></p> <p>(終了 午後 4 時 35 分)</p>

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和5年7月18日

会 長 渥 美 誠

議事録署名者
議席番号1番委員 鷺 野 則 美

議事録署名者
議席番号3番委員 服 部 貢